

議会第3号

塩尻市議会会議規則の一部を改正する規則

塩尻市議会会議規則（昭和46年塩尻市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第124条」の次に「一第124条の2」を、「補則（）」の次に「第125条の2一」を加え、「会議規則」を「電子情報処理組織による通知等（第125条の2）電磁的記録による作成等（第125条の3）会議規則」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条中「第113条」を「第113条ただし書」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第23条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第24条第1項中「終わった」を「終わった」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に改める。

第28条第1項中「確めなければ」を「確かめなければ」に改める。

第29条中「議席番号の順序により、投票を備付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第30条中「終わった」を「終わった」に、「確め」を「確かめ」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第40条及び第42条中「終わった」を「終わった」に改める。

第44条第2項中「審査を終らなかった」を「審査又は調査を終わらなかった」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第48条中「すべて」を「全て」に改める。

第49条第1項ただし書中「ただし」の次に「、議事進行」を加える。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に、「終わった」を「終わった」に改める。

第52条中「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第53条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第57条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第58条第1項中「終わった」を「終わった」に改める。

第63条ただし書中「要旨」を「趣旨」に改める。

第76条中「終わった」を「終わった」に改める。

第79条第1項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、塩尻市議会委員会条例（昭和36年塩尻市条例第33号。以下「委員会条例」という。）第14条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会が開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言をすることができる。

第80条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第83条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第84条中「とる」を「採る」に改める。

第86条中「効力)」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第86条中「第31条（開票及び投票の効力）」を「第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改める。

第88条中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第89条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第89条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に、同条第2項中「表決をとる」を「先に表決を採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第89条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第89条の8第2項中「、第89条の7」を「及び前条」に改める。

第90条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

第90条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては議長の許可を得なければならない。

第92条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第92条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第92条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第93条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出な

ければならない。

第94条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第96条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第103条を次のように改める。

(決定の通知)

第103条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第105条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第110条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第112条中「すべて」を「全て」に改める。

第114条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第114条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第119条第1項各号列記以外の部分中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第2項中「を使用しこれを文書に訳して会議録を作成する」を「によって記録する」に改める。

第120条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第122条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第15章中第124条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開会方法の特例)

第124条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことが

できる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第17章第126条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第125条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配布）、第64条（答弁書の配布）、第91条（請願文書表の作成及び配布）、第1項及び第120条（会議録の配布）の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該

者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早いとき)に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第125条の3 この規則の規定(第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第86条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議会第3号 議案関係資料

塩尻市議会会議規則の一部を改正する規則

1 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、地方議会に係る手続きのオンライン化が可能となり、議会における手続きについて情報通信技術を利用した方法により行うこと、オンラインによる方法により協議の場等を開催することを可能とするために必要となる共通事項を定めるほか、当議会の運営状況に合わせた所要の改正をするものです。

2 概要

- (1) 議会における文書等による手続きについて、オンラインによる手続きで可能とするもの
- (2) 委員外委員のオンライン出席を可能とするもの
- (3) 大規模な災害等の発生等や重大な感染症のまん延時に、オンラインによる方法で協議の場等を開催することができるとするもの

3 規則の新旧対照表

別記のとおりです。

4 規則の施行等

令和7年4月1日から施行するものです。

塩尻市議会会議規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第15章 協議又は調整を行うための場（第124条—<u>第124条の2</u>）</p> <p>第17章 補則（<u>第125条の2—第126条</u>）</p> <p><u>電子情報処理組織による通知等（第125条の2）電磁的記録による作成等（第125条の3）</u></p> <p><u>会議規則の疑義に対する措置（第126条）</u></p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず</u>、議長は、<u>会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要が</u></p>	<p>目次</p> <p>第15章 協議又は調整を行うための場（第124条）</p> <p>第17章 補則（第126条）</p> <p><u>会議規則の疑義に対する措置（第126条）</u></p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>

あると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(出席催告)

第13条 法第113条ただし書の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもって行う。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(延会の場合の議事日程)

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもって行う。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 略

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 略

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 略

(投票)

第29条 議員は、議席番号の順序により、投票を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 略

2 略

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第92条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑のあるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2及び3 略

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑を終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 略

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題と

2 略

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第92条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑のあるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2及び3 略

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑を終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 略

2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)

する時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第48条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、登壇の必要がないと議長が認めたときは、議席で発言することができる。

(発言の通告及び順序)

第49条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2～4 略

(発言の通告をしない者の発言)

第50条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2及び3 略

(議長の発言討論)

の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第48条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、登壇の必要がないと議長が認めたときは、議席で発言することができる。

(発言の通告及び順序)

第49条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、一身上の弁明等については、この限りでない。

2～4 略

(発言の通告をしない者の発言)

第50条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終った後でなければ発言を求めることができない。

2及び3 略

(議長の発言討論)

第52条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第53条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2及び3 略

(発言の継続)

第57条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらな
かった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第58条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2及び3 略

(発言の取消し又は訂正)

第63条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(委員会報告書)

第52条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終った後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第53条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2及び3 略

(発言の継続)

第57条 延会、中止又は休憩のため発言が終らな
かった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第58条 質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。

2及び3 略

(発言の取消し又は訂正)

第63条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の要旨を変更することはできない。

(委員会報告書)

第76条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(委員外議員の発言)

第79条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、塩尻市議会委員会条例(昭和36年塩尻市条例第33号。以下「委員会条例」という。)第14条の2第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会が開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言をすることができる。

(表決問題の宣告)

第80条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第83条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第76条 委員会は、事件の審査又は調査を終ったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(委員外議員の発言)

第79条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(表決問題の宣告)

第80条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第83条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は記名投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第84条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、議長は記名投票で表決を採る。

(選挙規定の準用)

第86条 記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第88条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は記名投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第84条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、議長は記名投票で表決をとる。

(選挙規定の準用)

第86条 記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第88条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第89条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(公述人の決定)

第89条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 略

(参考人)

第89条の8 略

2 参考人については、第89条の5(公述人の発言)、第89条の6(議員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(請願書の記載事項等)

第90条 略

第89条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(公述人の決定)

第89条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 略

(参考人)

第89条の8 略

2 参考人については、第89条の5(公述人の発言)、第89条の6(議員と公述人の質疑)、第89条の7(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(請願書の記載事項等)

第90条 略

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 及び 4 略

5 請願者が、請願書（会議の議題となったものを除く。）を取下げしようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては議長の許可を得なければならない。

（請願の委員会付託）

第92条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 及び 4 略

5 請願者が、請願書（会議の議題となったものを除く。）を取下げしようとするときは、議長の承認を要する。

（請願の委員会付託）

第92条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

（紹介議員の委員会出席）

第93条 略

2 略

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第94条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第96条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定の通知)

第93条 略

2 略

(請願の審査報告)

第94条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第96条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定書の交付)

第103条 前条の規定による決定の本人への通知に
関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第105条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布許可)

第110条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第112条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(懲罰動議の審査)

第114条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会付託を省略して議決することができない。

第103条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第105条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第110条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第112条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(懲罰動議の審査)

第114条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会付託を省略して議決することはできない。

(代理弁明)

第114条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(会議録の記載事項)

第119条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) 略

2 議事は、録音機によって記録する。

(会議録の配布)

第120条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第121条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第63条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第122条 会議録に署名する議員は、3人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の記載事項)

第119条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) 略

2 議事は、録音機を使用しこれを文書に訳して会議録を作成する。

(会議録の配布)

第120条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合には、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録に掲載しない事項)

第121条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第63条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第122条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる

(協議等の場の開会方法の特例)

第124条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

(電子情報処理組織による通知等)

第125条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情

議員）は、3人とし、議長が会議において指名する。

報処理組織をいう。以下この条において同じ。) を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条(日程の作成及び配布)、第64条(答弁書の配布)、第91条(請願文書表の作成及び配布)、第1項及び第120条(会議録の配布)の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他

の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第125条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第86条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。